

取扱区分：「公開」

平成28年第11回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年11月9日(水) 午前9時58分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

# 平成28年第11回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年11月9日（水） 午前9時58分 ～10時28分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

### 3 会議に付した議案

議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第36号	農業振興地域整備計画の変更について	1件
報告第55号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第56号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	22件
報告第57号	非農地証明について	9件

### 4 出席委員

第1番	長谷川 和美 君	第2番	杉 村 龍 男 君
第3番	藤 井 和 典 君	第4番	梅 田 洋 治 君
第5番	椎 木 人 志 君	第6番	大 江 静 人 君
第7番	弘 中 壽 君	第8番	江 波 一 男 君
第9番	田 中 榮 作 君	第10番	野 村 一 男 君
第11番	藤 井 孝 君	第12番	笠 井 保 雄 君
第13番	松 岡 清 治 君	第14番	藤 井 澄 子 君
第15番	大 田 幹 代 君	第16番	歳 光 時 正 君
第17番	杉 村 洋 治 君	第18番	藤 井 允 雄 君
第19番	福 田 栄 司 君	第20番	山 崎 弘 子 君

第21番	林	定	子	君	第22番	村	木	実	君		
第24番	山	崎	光	夫	君	第25番	水	井	規	雅	君
第26番	秋	貞	啓	子	君	第27番	白	石	純	治	君
第28番	有	馬	俊	雅	君	第29番	小	林	一	雄	君
第30番	高	橋	恵	君							
第31番	岩	田	学	君	(職務代理者)						
第32番	西	田	孝	美	君	(会長)					

## 5 欠席委員

第23番 松 田 孝 行 君

## 6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

## 7 事務局職員

局 長	茅	原	道	夫	次 長	藤	井	豊
次長補佐	吉	原	浩	子	書 記	時	重	智 一

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、先般、お父様が亡くなりました●● ●●委員さんよりご挨拶がございますので少し時間をいただきたいと思います。

【第●●番 ●● ●●委員 挨拶】

ありがとうございました。

次に、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第23番 松田 孝行 委員の1名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時58分 ～ ）

議長

皆さん、おはようございます。それでは只今より、平成28年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、

第14番、藤井 澄子委員さん、第24番、山崎 光夫委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第34号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。

まず、1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●●字●●●に所在する農地の畑、1筆の786平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠隔地で耕作できないことから譲り渡すとされ、譲受人は、相手からの申出により自己所有の農地に隣接しており、規模拡大したいことから今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は60アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされず、粟を植栽されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番の●●です。去る11月3日に譲受人とお会いして現地を確認しま

した。現況は、休耕田で、カヤ等雑草が繁茂しておりました。取得後は、栗を植え付け果樹園にされます。また、譲渡人とは、電話にて確認しました。事務局の説明とおおり相違ありませんのでご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の4,002平方メートル、同じく大字●●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1,148平方メートル、合計2筆の5,150平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地で耕作できないことから譲り渡すとされ、一方、譲受人は、贈与により、譲り受けて営農活動に力を入れるため今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件において、市外から片道約15分で通作出来ること、また、稲作はしないが亡くなった兄の農機具があること等、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は51アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、栗を植栽される予定とのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

第14番の●●です。去る11月3日に譲受人とお会いして現地を確認しました。現況は、休耕田で、カヤ等雑草が繁茂しておりました。取得後は、栗を植栽し果樹園にされたいとのこと。また、譲渡人とは、電話にて確認しました。事務局の説明とおり相違ございませんのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは、ご説明します。

申請人は、市内に在住されている農作業受託及び運送会社経営をされている会社役員の方です。

申請地は、農作業受託会社が所有する作業車の駐車場が手狭なため自家用車2台の車庫と作業車の駐車スペース及び農繁期のライスセンターへの来客用3台分を新設するために許可申請が提出されたものです。

しかし、農地法の規定を知らずに敷地拡張の工事に着手してしまい反省するとともに、今後は、農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南西に約600メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●●大字●●字●723番2、地目は畑、地積は508平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。別角度からの写真が1枚ありますのでご覧ください。



次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明願が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、進入路としての利用する旨の承諾書が添付されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申し上げましたが、申請地は既に埋め立て工事も完了し、カーポートも設置されている状況です。このことに対しましては、今後は農地法を遵守する旨の始末書が申請人から提出されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。調査報告をいたします。去る、10月31日に現地にて、申請人立会のもと調査をいたしました。農業作業車並びにライスセンターへの来客用の駐車場の拡張を農地法の規定を十分認識しないまま工事着手を行い、途中で違法であることが判明し工事を中断しております。なお、申

請地は自宅に接した畑地であり、申請人以外の隣地も畑でありまして、含めて耕作されておらず申請人が草刈り等を行い管理を行っているようでございます。そうした農地ゆえ、また、申請人は、家屋・宅地・農地の全てを平成26年に父より生前贈与を受け家督を継いで日も浅く、農地法の規定を十分認識していなかったための経過であり、今後はこのような事がないよう農地法の規定を遵守する旨を面談にて確認をいたしました。始末書も提出されており事業計画書、被害防除計画書ともに地域にあった内容であり今回の申請は問題ないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第36号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成28年11月9日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、編入が1件でございます。

議長

それでは、この諮問につきましては、農林課の●●主査が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは●●主査さん、1番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

農林課の●●です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、9月末までに、1件の編入の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の編入の案件についてご説明をさせていただきます。

場所は●●地区で、該当地は●●農園の樹園地となっており、果樹園としての経営が継続的に行われることが見込まれ、また、果樹経営支援対策事業を活用し、果樹の生産振興を図るうえで対象農地に農用地区域の指定があることが事業の要件ともなっているため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが該当地の位置図です。該当地①の地番1421は、●●支所から南西に約1.4キロメートルのところに位置し、該当地③の地番1497、該当地④の地番、山1152-1は、●●支所から西に約1.3キロメートルのところに位置し、該当地②の地番1436-3は、その中ほどに位置しております。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、該当地①の分間図です。

該当地の登記地目は田で登記面積は、7,061平方メートルであります。該当地は現況地目が畑と山林の2地目に分かれており、登記面積7,061平方メートルのうち現況地目の畑の4,479平方メートルを編入対象とし

ております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地①の現地写真です。現地はぶどうの生産が行われており  
ます。

(スクリーンに分間図を表示)

続いてこちらが、該当地②の分間図です。

該当地の登記地目は畑で登記面積は1,168平方メートルであります。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地②の現地写真です。現地は梨の生産が行われております。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、該当地③の分間図です。

該当地の登記地目は畑で登記面積は724平方メートルであります。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地③の現地写真です。現地はぶどうの生産が行われており  
ます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、該当地④の分間図です。

該当地の登記地目は畑で登記面積は4,700平方メートルであります。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが該当地④の現地写真です。現地は梨の生産が行われております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの  
現地調査の結果並びに編入に関しての意見をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。議案第36号農業振興地域整備計画の変更について、  
番号1を、去る11月6日に●●●●と私及び申出者の立会いのもと調査を  
行いましたので報告をいたします。この議案の変更理由にありますように現  
況は樹園地であり、果樹経営支援対策事業を活用し今後の果樹の振興を図る

ために申請されたものです。4ヶ所ありますので1ヶ所ずつ現況を説明します。

先ほど説明がありましたように、まず、大字●●字●●●1421については、登記面積7,061平方メートルの内4,479平方メートルで、現在ビニールハウス及び雨よけハウスでブドウが栽培されております。次に、大字●●字●●●1436-3は畑、1,168平方メートルで梨が栽培されております。次に、大字●●字●●1497は畑、724平方メートルでブドウが栽培されており、最後に大字●●字●●●●●1152-1は畑、4,700平方メートルも梨が栽培されております。大変活発な農業生産を行っておられます。今回、果樹の生産振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であるための申請であり問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん

第31番

お聞きして見たいのですが、今回の場合、どのようなメリットがありますか。現在、整園で収益をあげておられると思いますので教えて下さい。

農林課

今回は、果樹経営支援対策事業の活用と言うことですが、お伺いしているところでは、園地の整備、優良品種の改植等を行うということです。その事業に対して、園地の整備であれば補助率2分の1以内で補助金を受ける事が出来る、また、改植の方も10アール当たり、柑橘類の果樹からの改植で22万円、柑橘類以外から主要果樹への改植が16万円、林檎のわい化栽培、梨のジョイント栽培が32万円となっております。

議長

よろしいですか。他に何かございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第55号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第55号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第55号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページから9ページをお願いいたします。報告第56号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は22件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第56号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第57号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第57号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第57号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時28分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年11月9日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 山崎光夫

委 員 篠井澄子